

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(役員の定数)</p> <p>第 6 6 条 本所に次の役員をおく。</p> <p>理事長 1人</p> <p>理事 <u>10人</u></p> <p>監事 2人</p> <p>(理事の選挙)</p> <p>第 6 7 条 正会員は、正会員の会員代表者のうちから、理事<u>5人</u>を連記無記名投票により選挙する。</p> <p>2 正会員は、証券業又は証券業と直接関係のある業務に従事する者以外で、証券市場の運営に関し公正な判断をすることができるすぐれた識見を有する者のうちから、理事<u>3人</u>を選挙する。</p> <p>3 前項の規定により選挙された理事（以下「会員外理事」という。）は、その在任中、証券業又は証券業と直接関係のある業務に従事することができない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 7 年 6 月 3 日から施行する。</p>	<p>(役員の定数)</p> <p>第 6 6 条 本所に次の役員をおく。</p> <p>理事長 1人</p> <p>理事 <u>8人</u></p> <p>監事 2人</p> <p>(理事の選挙)</p> <p>第 6 7 条 正会員は、正会員の会員代表者のうちから、理事<u>4人</u>を連記無記名投票により選挙する。</p> <p>2 正会員は、証券業または証券業と直接関係のある業務に従事する者以外で、証券市場の運営に関し公正な判断をすることができるすぐれた識見を有する者のうちから、理事<u>2人</u>を選挙する。</p> <p>3 前項の規定により選挙された理事（以下「会員外理事」という。）は、その在任中、証券業または証券業と直接関係のある業務に従事することができない。</p>

「委員会規則」の一部改正新旧対照表案

新	旧
<p>第 3 節 規律委員会</p> <p>(諮問事項) 第 1 6 条 本所が、定款第 5 0 条から第 5 3 条までの規定に基づく会員の処分又は処置を行おうとするときは、理事長は、規律委員会に諮問するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。 2 規律委員会は、前項本文の処分又は処置について、理事長の諮問に応じ又は理事長に意見を述べることができる。</p> <p>(委員) 第 1 7 条 規律委員会は、委員 <u>6 人</u> をもって構成する。 2 委員のうち 2 人は会員代表者のうちから、他 <u>4 人</u> は学識経験者及び常任理事のうちから、理事長が委嘱する。 3 委員に欠員が生じた場合は、本所は遅滞なくこれを補充するものとする。</p>	<p>第 3 節 規律委員会</p> <p>(諮問事項) 第 1 6 条 本所が、定款第 5 0 条から第 5 3 条までの規定に基づく会員の処分又は処置を行おうとするときは、理事長は、規律委員会に諮問するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。 2 規律委員会は、前項本文の処分又は処置について、理事長の諮問に応じ又は理事長に意見を述べることができる。</p> <p>(委員) 第 1 7 条 規律委員会は、委員 <u>5 人</u> をもって構成する。 2 委員のうち 2 人は会員代表者のうちから、他 <u>3 人</u> は学識経験者及び常任理事のうちから、理事長が委嘱する。 3 委員に欠員が生じた場合は、本所は遅滞なくこれを補充するものとする。</p>
<p>付 則</p> <p>第 1 7 条の改正規定は、平成 1 7 年 6 月 3 日から施行する。</p>	